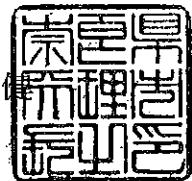


天環業第46号  
平成28年10月21日

櫻本町六総区長会 御中

天理市長 並 河



### 天理市クリーンセンター及びリサイクル施設建設に関する貴質問事項に対する回答

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、市政運営に大変お力添えを賜っておりますことに、心よりお礼申し上げます。

貴区長会より平成28年9月24日付でいただいた質問事項につきまして、下記のとおりご回答しますので、ご査収のほどよろしくお願ひ申し上げます。

#### 記

##### 1 建設計画について

###### (1) 地元住民への説明不足について

平成27年3月より、櫻本町六総自治会様に対し、役員説明会1回、住民説明会1回、区長様並びに土地改良区役員及び農家代表者への説明会1回、一般住民説明会を兼ねた先進地視察1回、櫻本校区役員全体への説明会2回等、学校関係者及び商工会への説明会1回及び先進地視察1回を実施してきております。当初より、先ず貴六総区長会様を通じて、説明会の開催等の段取りについては協議することとのご指摘を頂戴し、行政としては説明の機会をご一緒に設けさせて頂いた所存ですが、今後とも、進捗やご要望のある毎に、説明会等を開催して参る考えです。

###### (2) 建設計画等に関するタイムテーブル等の掲示について

事業の年次計画については、平成28年度から約4年間の環境影響評価を行い、平成32年度に建設開始、平成35年度に稼働開始という当初計画から変更はございません。

平成27年度当初にご説明した計画案からの変更としては、貴六総区長会にお詫びと共にご説明いたしましたとおり、粗大・リサイクル施設予定地を地形上の

問題により現在の候補地に変更致しましたが、右変更は年次計画に影響を与えるものではなく、予定どおり平成28年度からの環境影響評価に着手しております。

今後は、計画の進捗と共に、より詳細なスケジュールや工程等が作成されて参りますので、明らかになり次第、貴六総区長会にご説明申し上げます。

### (3) 建設候補地について

建設候補地の契約内容のご質問ですが、焼却施設並びに粗大・リサイクル施設の契約内容は、今年度から60年間の借地契約となっております。焼却施設については、更新の無い一般定期借地権契約であり、粗大・リサイクル施設については、普通借地契約になっています。この点は、地権者と合意済みの事項であり、賃料につきましても、鑑定に基づき広域組合議会及び本市市議会にご承認いただいた賃料を支払って参りますので、ご懸念の様に地権者からの方的な意向に左右される事ないと認識しています。

## 2 広域化によりごみ処理量の増大で、周辺地元民にとってのメリットについて

広域化により、現在の枠組み（天理市、山添村、川西町及び三宅町）で新設する場合の施設建設費用や運転を含めた維持管理の経費は、①国等の補助金を除く建設費用で天理市の負担額が、44億円から1/3の14億円となり、②年間維持管理費でも約1億円の削減になると見込んでいます。このように削減できる資金を天理市全体の福祉向上（広域化のスケールメリットの活用として、平成28年度より子ども医療費助成の中学生までの拡大を実施）に充てました。

地元振興については、8月に山辺・県北西部広域環境衛生組合の10市町村全体の責任として、概ね10億円規模の「山辺・県北西部広域環境衛生組合周辺地区環境整備基金」の設置につき合意し、広域組合議会の承認を得ております。

同8月には、「新ごみ処理施設周辺における地域振興等検討協議会（以下、「地域振興等検討協議会」）が地元市民主導で設置されました（会長：櫟本校区区長会長、副会長：岩屋町区長）。第1回の同協議会において、「山辺・県北西部広域環境衛生組合周辺地区環境整備基金」の活用を含め、今後の地元振興に関する協議は全て同協議会と協議の上、広域組合議会に諮り実施していくことが全会一致で確認されたと認識しており、行政としても右方針に則り誠実に対応していく考えです。

また、貴六総区長会にご視察いただいた兵庫県川西市等が運営する「国崎クリーンセンター」のように、環境学習、地域の福祉向上やコミュニティの紹づくりの場として、ごみ処理施設内に付帯施設や設備を併設することも重要であると考えております。地域振興等検討協議会ともご相談して参る所存です。ごみ焼却の熱源を利用した発電及び熱等の活用についても、防災上の利点や、先進施設の取組を参考にしながら、検討して参ります。

加えて、環境面での広域化のメリットとしては、焼却炉の規模が大きくなること等により、燃焼効率が良くなり、ダイオキシン類の総排出量は現在の10市町村施設の合計と比較し、新施設は約1/16,000に削減できると試算しています（本市の現ごみ処理施設の総排出量は約1/830に削減）。

私たちのダイオキシン類摂取は、魚類をはじめとする食物が約98%を占めていますが、社会全体の総排出量削減に大きく貢献することは、周辺の皆さまの健康維持にとって重要な環境負荷の低減にもつながると考えています。（ダイオキシン類については、別添の別紙1をご参照ください）。

### 3 広域化することのメリットについて

(1) 現在の枠組み（天理市、山添村、川西町及び三宅町）での施設であれば、1日処理能力が約120tとなり、炉の能力は小さくなっていますが、最近の施設は、環境保全や排ガス処理のための設備がごみ処理施設の多くを占めており、右設備は処理能力に比例して小さくなるものではありません。

現在の枠組みでの新施設を計画した場合でも、概ね1万m<sup>2</sup>以上の敷地が焼却施設候補地として必要であり、当該候補地内にまとめて建設し、車両等を運用するだけの面積はございません。したがって、何れにしても、現在の焼却施設候補地及び粗大・リサイクル施設候補地が必要になると考えています。

(2) 上記(1)のとおり、何れにしても現在の焼却施設候補地及び粗大・リサイクル施設候補地が必要になると認識しています。

他方で、焼却施設と粗大・リサイクル施設は、一体的に建設したとしても、作業工程は完全に分かれているため、ごみ処理に携わる要員数に差異はなく、また2施設の距離は車動線で僅かに2kmであり、一体的な運用や事務及び管理部門の統合は可能な範囲であると考えています。

他方で、広域化による管理運営上の削減効果は、10市町村で年間約9～10億円、本市の負担分で約1億円と県も試算しており、広域化による財政上の利点は大きいと考えています。

### 4 今次建設施設の将来展望について

現時点では、60年間の賃貸借契約で地権者と合意しており、ごみ処理施設候補地では更新を想定していません。

その後の次期建設につきましては、「地域振興等検討協議会」を構成する櫻本校区並びに岩屋町及び石上町を「周辺地域」と捉え、右地域以外の地で、10市町村全体の責任として、次期候補地を選定することで合意しています。

ただし、稼働後50年後の人口や生活様式、ごみ排出量を現時点で予想すること

は現実的ではなく、また技術革新があることも想定されますので、具体的な検討時期に入るのには、施設稼働後、概ね30年～40年程度を経た時期であると考えています（平成35年度稼働予定の新施設は、昭和に直せば「98年」の稼働になります。その50年以上前の昭和40年代に、今回の施設候補地の検討を行っていたとしても、前提条件が大きく異なり現実的な計画になったとは考えられません）。

## 5 ごみ焼却灰の処分について

焼却灰については、新施設から排出される灰を各市町村のごみ処理量で按分し、それぞれの市町村が最終処分地を確保することで10市町村が合意しています。現在、本市の場合は、山添村及び大阪湾埋め立て地（フェニックス）に最終処分場を確保していますが、今後フェニックスが第3期埋め立てを計画する等の場合には、広域組合全体として最終処分場を確保する可能性もあります。ただし、費用等の負担については、引き続き各市町村のごみ処理量で按分することで変わりありません。

## 6 施設周辺の汚染対策について

**別紙1**のとおり、ダイオキシン類対策特別措置法において、人が一生涯継続的に摂取した場合に健康被害が生じないことを目途に体重1kg当たりの摂取量が規定されており、右に照らして、大気、水質、土壤等につきそれぞれ環境基準が定められています。他の有害物質についても同様の趣旨で環境基準が定められています。

これらの有害物質について、実際の候補地及び周辺の現状に照らして、環境に悪影響がないこと、保全のための対策が取られるなどを、予め検証するために約4年間の環境影響評価が行われ、右評価で問題がある場合には、施設建設は許されません。また、稼働後であっても、環境基準を超える有害物質の排出があった場合には、改善措置が取られない限り運用停止となります。このため数十年後でも、施設の老朽化により環境保全機能が低下し、周辺環境を汚染しながら稼働することは違法行為となりますので、必要な設備や部品の更新を適時行うことが必須です。

また、最近の施設の場合、ダイオキシン類の排出実績は、環境基準の概ね1/1,000と限りなくゼロに近い極めて微量であることから、都市部では環境基準をさらに厳格化した自主規制値を設けています。貴六総自治会にもご視察いただいた「国埼クリーンセンター」では、環境基準の1/10の自主規制値を設け、常時インターネットや、施設内及び周辺公民館の電子掲示板で、数値を公表しています（ダイオキシン類については、検出結果を出すのに1ヶ月程度を要するため、直近の測定日の結果を掲示）。

本広域組合が計画する新ごみ処理施設では、「施設建設検討委員会（仮称）」を設置した上で、最新の環境保全技術を導入し、排ガスについて自主規制値を設けた上

で、他施設の例も参考にしながら、測定値の公表や実施方法についても今後決定し、地域住民の皆様に安心して頂ける施設として参ります。

## 7 収集ごみの分別基準について

- (1) ごみ分別については、現時点では各市町村が独自の分別となっている為、平成35年度の新施設稼働までには統一した分別で収集することを10市町村間で合意しました。
- (2) (3) (4) (5) ご指摘の様に、統一した分別を住民に徹底して頂く為には、相当の期間が必要である為、参加市町村ごとに実施計画書を作成し、広域組合に提出しています。

又、その確認についてのご質問ですが、各市町村の積み替え施設に於いて責任をもってチェックする事は勿論のことであると共に、さらに、当該施設に持ち込まれた際にも定期的また抜き打ちで検査を行います。

検査方法については、展開検査をおこないます。検査結果で不備があれば当該市町村に通告した上で、是正されない場合は一時的に搬入停止も含め対応する事で合意しています。

## 8 クリーンセンターへのごみの持ち込みについて

新たに参加する市町村の事業系ごみについても、各市町村の積み替え施設に於いて大型車(10t車程度)に積み替えて搬入します。事業系ごみを含めたごみ処理量で台数を試算したところ、1日概ね焼却ごみ36台、粗大・リサイクルごみ15台が今回の広域化に伴う増加です(名阪国道の昼間12時間の平均通行台数は約3万台)。また、各市町村の積み替え施設から、天理東インターへの到着時刻が重なり、交通渋滞を引き起こすことがないよう、道路事情に応じて到着が分散するように運用していくことを10市町村で合意しています。

また、家庭系ごみの持ち込みについても、「新たに参加する市町村のごみは、各市町村の積み替え施設で受け入れることとし、新ごみ処理施設には直接持込みできません。(大和高田市民の方は、大和高田市の施設にしか持込みできない)

仮に他市町村のごみが持ち込まれたとしても、運転免許証や車検証の住所地確認により対応しますので、現在の本市ごみ処理施設への持ち込み数と比較しても増加になるとは考えておりません。

なお、天理市内の事業系ごみ並びに一般の持ち込みごみにつきましても、渋滞が起こらない様に、持込み時間を限定したり予約制の導入等を検討いたします。

## 9 建設候補地の地震対策について

(1) (2) 奈良盆地東縁断層帯と新ごみ処理施設候補地との位置関係に関する考え方、新ごみ処理施設の耐震性の確保、熊本地震の現地検証を踏まえた考察については、東日本大震災や阪神・淡路大震災の復興委員会等を歴任されている[REDACTED]の[REDACTED]教授をはじめ有識者の見解を別紙2及び別紙3で提出いたしますので、ご清聴下さい。

なお、焼却施設建設予定地内の活断層の有無についてのご懸念は、他大字でも質問された内容であります。

ごみ処理施設では、ごみを数日分貯留する場所（ごみピット）を建設する必要があります、建設時には、ごみピットを地下に15m程度に掘り下げる必要があります。その際に地盤に問題がない事を改めて検証できると考えています。（一般的なトレーナー調査は10m未満ですので、それを超える規模で掘り下げるため確認できると考えています）

(3) 補助金についての質問であります。ご指摘の様に通常国からの補助金は1/3でありますが、防災拠点の機能を有すること、高効率発電が可能であること等であれば補助金が1/2となります。環境省と事前に相談を開始し、本件新ごみ処理施設については1/2の補助金対象となる方向で既に協議・調整を行っています。環境省の設定する要件を満たす施設計画を策定して参ります。

## 10 被災ごみの処理について

災害発生時に於ける被災ごみの処理については、先ず各市町村の積み替え施設に集積した上で、その時点の被害状況を踏まえ、新ごみ処理施設の対応能力に応じて搬入することとしますので、本市に10市町村分の災害ごみが一度に殺到することはありません。

災害時に、ごみ処理施設の処理能力を超える（一時停止を含め）膨大なごみが発生した場合には、県と県内市町村間の協定「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書」に基づき、他の施設と連携し、ともに災害対策にあたっていくこととなります。また、全国知事会では「全国都道府県における災害等の広域応援に関する協定」を策定中で、奈良県の場合は近畿ブロックでの広域応援を要請することになります。国においても災害廃棄物対策指針が策定され、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための法整備を行っているところです。

## 11 リサイクルごみ処理施設について

(1) これから検討事項であります。現在の本市ごみ処理施設では民間委託による運営を行っており、今後の新ごみ処理施設についても、基本的な考えとしては

民間事業者への委託を想定しています。

(2) リサイクルについての経費は、官民を問わず、資源ごみ全体を考えると事業費としては採算ベースに乗るものではありません。行政がリサイクルを推進する目的は、限られた資源の循環利用により、天然資源の消費削減により循環型社会を目指し安定的かつ法律に乗っ取った処分を行うことにより市民の皆様が安心できるごみ処理を行うことです。

本広域組合としては、国の方針に則りリサイクルを推進していく上で、構成市町村の中には各自治体の事情から、独自処理の継続を希望する自治体が4市町ありますが、それぞれの自治体の判断を尊重する考えです。

(3) 前述のとおり、現在のごみ処理施設でも運営は民間事業者に委託しています。焼却施設や粗大・リサイクル施設の運営は、専門知識が要求され、また維持管理についても知見を要することから、最近の施設は、運転と維持管理を一体で専門業者に委託している事例が全国的に多いのが現状です。

ごみ搬入時に於ける、計量並びに処理料の支払いについては、職員が対応する予定です。又、搬入時の展開検査についても、職員が立ち会いのもとで実施し、違反があった場合には、収集運搬許可の取り消し等を行い、かかる違反行為が無いように監視を行う体制を取って参ります。

(4) 10市町村においてすでに分別基準を提示させていただき同意し、各市町村が積み替え施設で責任を以て監視等を実施することに加え、新ごみ処理施設においても分別できていないごみや産業廃棄物など処理できないごみが持ち込まれないよう、展開検査を実施し違反した場合は、搬入停止等の処置をいたします。また、違反行為を検出した場合には、速やかに公表致します。

## 1.2 リサイクルごみの処理方法等について

粗大・リサイクル施設へ持ち込まれる資源ごみの分類については、別紙4のとおり、参加10市町村で合意しています。また、可燃ごみと資源ごみは処理施設が異なるため、事業系ごみについても分けて持ち込む事になります。

## 1.3 周辺環境の整備などについて

### (1) 建設候補地周辺整備について

#### ア 高瀬川の氾濫対策について

ご指摘のとおり、平成12年7月4日の豪雨により高瀬川が氾濫し、浸水箇所が発生しています。ただし、この時点ではすでに洪水調整量500,000m<sup>3</sup>の白川ダムが完成しており、浸水原因は平成10年の風台風による倒木が流されて、JRの踏切部分に引っかかった事が原因がありました。白川ダムに洪水調整機能が備

わる以前と比較し、状況は大きく改善しており、平成12年以降は大規模な浸水被害は発生していません。

しかしながら、高瀬川をはじめとする新ごみ処理施設の周辺地域は、造成された更地や資材置き場なども多く、保水力が必ずしも高いとはいえないません。

今回のごみ処理施設建設に伴い、「大和川流域調整池技術基準」に基づき、粗大・リサイクル施設で1,000m<sup>3</sup>、焼却施設で600m<sup>3</sup>規模の調整池を設置し、また敷地周辺に緑地帯などを設けることによって、むしろ地域の洪水調整能力は向上すると考えています。土砂処理を含む、調整池の保全については、新ごみ処理施設の調整池が特別な訳ではなく、適切な維持管理を行って参ります。

なお、調整池の水質検査を毎年定期的に実施し、結果を公表して参ります（前述の国崎クリーンセンターでは、調整池の水質検査の結果、ダイオキシン類の検出は全国の公用水面の平均値を下回っており、ごみ処理施設と近接することによる環境負荷が生じていないことが示されています）。

#### イ 通学路の安全対策について

新ごみ処理施設を構成する、焼却施設及び粗大・リサイクル施設のいずれも、赤土山地区及び白川台地区の東側に位置しており、天理東インターから両施設への動線は、通学路とは重複しておりませんので、広域化による直接的な交通事情への影響はないものと考えています。

他方、天理市内のごみ収集車のみが、名阪側道を概ね20分に1台程度通行する予定ですので、これらの車両については安全確認に十分留意するとともに、交通事情に応じて、県警とも適切な交通安全対策に努めていく考えです。

また、白川台地区及び赤土山地区からの道路対策については、改めて本市で現地調査を含め技術的に検証した結果、白川台の北側または東側方面へ抜けるルートは、いずれも高低差が約16mあり、一部急な勾配があることから、車が通行可能な道路を整備することは、実現可能な案ではないと考えます。

ただし、災害時の避難経路を確保するため、歩行での通行が可能な道を整備することは一部里道を活用する等により検討できることであり、今後、「地域振興等検討協議会」を通じてご要望に応じご相談して参る所存です。

また、車両も通行可能なルートの確保のため、周辺の民間所有地についても、災害時通行をお認めいただすこと等について、協議を行っていきたいと考えています。

また、本市の認識としては、過去の赤土山古墳の崩れや痕跡、周辺の地形や地下水系の方向（櫛川及びシャープ敷地方面から、高瀬川=南西に向けて）から、仮に地崩れが発生する場合には、南西方面へずれると考えられることや、今の白川台地区と赤土山地区を結ぶ道路の擁壁の状況から、直ちに進入道路が

崩れるとは考えていませんが、より安全を確保するための検証は行って参ります。

なお、両地区開発の際に、当時の開発事業者により、道路が新設されるかのような説明が行われた由ですが、開発許可の際には、かかる道路の新設案は協議されていません。開発許可後、白川台地区内の道路を市に移管する場合の条件として、開発事業者が、樅川・和爾町方面に抜ける道路を自己負担により整備し、しかる後には市が移管を受ける旨の覚書が交わされた経緯がありますが、事業者による道路整備はその後行われなかつたため、前提条件が整わず、地区内道路が市道認定を受けられていない経緯があることを申し添えます。

(2) 広域組合加入各の搬入車両のクリーンセンター、リサイクル施設へのアクセスについて

広域組合設立時に、名阪国道を通行し天理東インターを経由して新ごみ処理施設に至ることについて合意済みです。運用において、右規定を遵守するため、各市町村の運搬車両には広域組合加入の車両である事が、市民の皆様にも一目で確認できる様表示することとし、万が一運搬車両が一般道を利用する事があれば、一時搬入停止等の措置を取って参ります。

(3) アクセス道路の清掃

市町村がごみの収集を行う場合の運搬方法等は、廃棄物処理法により、ごみが飛散や流出しないようにすることや悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障が生じないようにすることが義務付けられていますので、収集運搬許可業者にも徹底し、法律を遵守した対応をいたします。また、定期的に広域組合職員によるパトロールを行う等の対策を行います。

#### 14 その他（要望事項）

新ごみ処理施設の建設にあたり、今後とも引き続き、自治会の皆様のご懸念に対しては、誠意を持って対応させて頂きますとともに、進捗ある毎にご説明する機会についても、ご要望に応じ、貴六総区長会と協議の上で、確保いたします。